

南海トラフ巨大地震に伴う徳島市津波避難計画（案）に対する  
パブリックコメント手続の実施結果について

案 件 名	南海トラフ巨大地震に伴う徳島市津波避難計画（案）
募 集 期 間	平成26年6月23日から7月25日まで
担 当 課	危機管理監危機管理課
提出人数、件数	2人、10件
計画（案）の修正	<p>提出いただいた御意見に対する市の考え方は次のとおりであり、今回、御意見に基づく修正はありません。</p> <p>なお、御意見につきましては、今後、津波避難対策を推進するうえで参考とさせていただきます。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
1	P1 避難経路の設定を自主防災組織等に行っているが、徳島市の責任回避が目的になっていないか。	<p>自宅等から最短時間で避難路又は避難目標地点に到達できる避難経路については、住民の皆さんが実際に歩いてみて、狭い道や危険な所などをできる限り避けながら、より安全な避難経路を設定していただきたいと考えています。</p>
2	P9 避難経路の設定で安全な複数の迂回路を設定するとなっているが、安全に利用できる橋梁がどれなのかわからないため、自主防災会として設定できない。	<p>避難経路を設定していただく際には、橋梁が崩壊し通行できない場合も想定し、複数の迂回路を設定していただきたいと考えています。</p> <p>なお、地区別津波避難計画を策定する際には、橋梁の耐震性等の情報についても提供していきたいと考えています。</p>
3	P11 避難可能距離の設定について、県の地域防災計画では、「最長でも500m程度を目安とし」となっているが、高齢者、要支援者を考えると1,000mは無理ではないか。	<p>徳島県が作成した「市町村津波避難計画の策定に関するガイドライン」では、避難可能距離は500m程度を目安とするとしていますが、加えて、津波到達予想時間や避難手段等を考慮し、地域の実情に応じて設定することが必要であるとしています。</p> <p>本市においては、マリニピア東端に津波が到達するまでに41分の時間があることから、住民の皆さんの迅速かつ主体的な避難行動により1,000mの避難は可能であると考えています。</p> <p>一方で、避難行動要支援者の避難対策については、要支援者の自助と地域の共助を基本とした避難支援体制を整備していきます。</p> <p>なお、市民の皆さんができる限り短時間で避</p>

		難できるよう、引き続き津波避難ビルの指定拡充など津波避難場所の確保について重点的に取り組んでいきます。
4	<p><b>P15</b> 表6の配置体制を次の二段階体制としてはどうか。</p> <p>第一段階 危機管理課に情報連絡室立ち上げる。</p> <p>第二段階 災害対策本部立ち上げると同時に、情報連絡室を災害対策本部に一元化する。</p>	<p>現在、平成26年4月に内閣府から公表された「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン(案)」に基づき、気象情報に対する避難勧告等の発令基準や組織体制について見直しを行うこととしていますので、いただいた御意見は、見直しを行う際の参考とさせていただきます。</p>
5	<p><b>P19</b> 避難広報や避難誘導を行う者とは誰か。また、安全確保を優先することにより情報伝達手段が明確にできない理由がわからない。本計画(案)で具体的に明記すること。</p>	<p>避難広報や避難誘導を行う者は、消防職員のほか警察官等が想定されます。</p> <p>なお、当該業務に従事する者の安全確保に係る情報伝達手段や退避ルール等については、各機関において定めていただくこととなります。</p>
6	<p><b>P21</b> 津波避難訓練について、自主防災組織等で行う体制を確立するとなっているが、もととなる避難計画がないと実施できない。</p>	<p>本計画を基に、各地域において避難対策を検討していただきたいと思います。</p> <p>その際には、本市においても、各地域における地区別津波避難計画の策定を支援していきます。</p>
7	<p><b>P22</b> 避難行動要支援者については、個人情報等の問題から自主防災組織での支援体制(案)の作成はできないと思う。(市が中心となって作るべきである。)なお、情報伝達については、防災ラジオの無料配布等が考えられる。</p>	<p>避難行動要支援者への情報伝達や避難支援体制の整備については、避難行動要支援者名簿の取扱い方法等も含め、今後、市と民生委員、自主防災組織やその他支援団体などの関係機関・団体の間で検討を行なっていくこととしています。</p>
8	<p><b>P23</b> 地区別避難計画の策定について、次の理由から不可能</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急避難場所の選定が単独ではできない。(他の自主防災会等との調整が必要)</li> <li>・自主防災組織の組織率が50%未満の状態では調整自体ができない。</li> </ul> <p>以上のことから、徳島市が案を作成し、住民説明会等を行うしかないと思う。</p>	<p>現在、各地区においてコミュニティ協議会、自主防災組織、町内会等が協力し、ワークショップを開催しながら地域独自の地震・津波避難支援マップを作成しており、本市もその作成を支援しています。</p> <p>地区別津波避難計画につきましても、地震・津波避難支援マップと同様に地域住民の方が中心となって策定を進めていただき、本市もその策定を支援していきたいと考えていますので、御理解と御協力をお願いします。</p>
9	<p><b>P25</b> 図9シミュレーション図について以下の変更をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・避難目標地点からの距離について 500m</li> </ul>	<p>図9のシミュレーション図は、本計画において抽出した避難困難地域の中で、今後、重点的な対策を行う必要がある地域を抽出するため</p>

	<p>以内と 1,000m以内の 2 段階の表示</p> <p>・指定緊急避難場所からの表示については、詳細なシミュレーションを行なってもらいたい。(住吉一丁目は、500m以内では避難可能人数が不足していると思うので、緑で安全のように表現するのはどうかと思う。)</p>	<p>に行ったシミュレーションの結果です。したがって、避難可能地域（避難目標地点から 1,000 mの範囲）については、青色のみで表示しています。</p> <p>詳細なシミュレーションの実施については、今後、地区別津波避難計画の策定の際に検討します。なお、住吉 1 丁目の一部の地域については、黄色（避難可能な指定緊急避難場所から 500m～1,000m）となっています。</p>
10	<p>巻末 21 表 5 の津波避難ビルの避難可能人数は、同ビルの 1～2 階の住人を差し引いた人数なのか。</p>	<p>避難可能人数については、津波避難ビルにおける避難場所の床面積から算出した人数であり、同ビルの居住者数は考慮していません。</p>